

厚生労働省発医政 0 4 1 7 第 2 号
厚生労働省発薬生 0 4 1 7 第 7 9 号
平成 3 1 年 4 月 1 7 日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

厚生労働大臣 根本 匠

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第 1 1 条第 1 項の規定により平成 3 1 年 4 月 1 2 日付でサスメド株式会社 代表取締役 上野 太郎から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則 第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
サスメド株式会社 代表取締役 上野 太郎
2. 当該実証計画を提出された日
平成 3 1 年 4 月 1 2 日
3. 認定の可否に関する見解
法第 1 1 条第 4 項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし

経済産業省

20190415商第4号
平成31年4月17日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

経済産業大臣 世耕 弘成

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定により平成31年4月12日付でサスメド株式会社 代表取締役 上野 太郎から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、法第11条第4項及び生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
サスメド株式会社 代表取締役 上野 太郎
2. 当該実証計画が提出された日
平成31年4月12日
3. 認定の可否に関する見解
同法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし